

**改正**

平成18年3月24日条例第28号

杵築市大田ポケットパークはだかた、波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」条例

(設置)

**第1条** 観光やイベント情報等を提供することにより、新たな交流拠点づくりを創造するとともに地域の活性化を図るため、杵築市大田ポケットパークはだかた、波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」(以下「直販所」という。)を設置する。

(位置)

**第2条** 直販所の位置は、杵築市大田波多方451番地5とする。

(事業)

**第3条** 直販所は、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農産物等、工芸品及び土産品の販売に関すること。
- (2) 前号に掲げる事業のほか、直販所の設置目的を達するために必要な事業

(利用の許可)

**第4条** 直販所を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

**第5条** 市長は次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直販所の利用を許可しないものとする。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 直販所の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められるとき。

(指定管理者による管理)

**第6条** 直販所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により直販所の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、杵築市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年杵築市条例第55号。以下「手続条例」という。)第2条ただし書の規定により、指定候補者の選定を

行うことができる。

3 前項の規定による指定候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第2項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条第1項各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により直販所の管理を指定管理者に行わせる場合は第4条及び第5条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

**第7条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 直販所の使用の許可に関する業務
- (2) 直販所の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 直販所の設置目的を達するために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が直販所の管理上必要と認める業務

(指定管理者の責務)

**第8条** 指定管理者は次に掲げる責務を遵守しなければならない。

- (1) 住民の福祉の増進を目的とした公平・公正な施設の運営を行うこと。
- (2) 手続条例及びこの条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行うこと。

(原状回復義務)

**第9条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった直販所の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(損害賠償)

**第10条** 故意又は過失により直販所の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の杵築市大田ポケットパークはだかた、波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」条例第3条の規定により管理を委託している直販所の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。